

平成 28 年度 第 2 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 28 年 7 月 27 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
開催場所	松阪市役所 5 階特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	岡野 公共工事適正化担当参事 刀根 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 28 年 4 月から 6 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（村田委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	・工事の発注状況について 第 1 四半期の入札件数は、総計 142 件。内訳として工事が 103 件、委託が 37 件、入札不調、入札中止がそれぞれ 1 件ずつとなった。前年同期と比較し、発注総数で 29 件の増加で、早期発注の取組み成果が徐々に浸透してきたとも考えているところ。また、契約金額については総計 22 億 8996 万 3960 円で、そのうち工事が 19 億 8086 万 7960 円、委託が 3 億 909 万 6000 円。これは前年と比較し総計で約 9 億 2000 万円の減額で、「子ども発達総合支援施設並びに新健康センター新築

委 員	事 務 局
	工事」といった大型建築工事の発注分の差額等となる。平均落札率は、全体が 82.75%で内訳は工事 85.41%、委託 75.33%となっており、最低制限価格付近まで競争性が十分発揮されたものと考えている。 ・指名停止措置の運用状況について 第 1 四半期における指名停止の対象は、工事関係で 2 件あり、1 件は、平成 24 年 2 月、岡山県水島港の製油所海底トンネル工事において、製油所工場間を結ぶ配管敷設用の海底シールド工事をしていたところ、異常出水してトンネル内に海水が流れ込み、作業員 5 名が死亡。平成 27 年 1 月、倉敷区検察庁から、危険防止に必要な措置を怠ったとして、労働安全衛生法違反で略式起訴となったことから、不正又は不誠実行為として 1 ヶ月間の指名停止を行ったもの。 もう 1 件は、三重県及び三重県企業庁が発注する電気工事において、建設業法の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令で定める軽微な建設工事の範囲 500 万円を超える請負金額で下請契約を締結したため、建設業法違反となり営業停止 7 日間の監督処分を受けたことから、4 か月間の指名停止としたもの。
●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
・第 1 四半期における入札結果からは、手持ちの工事量が各社少なくなる時期でもあり、特に問題とすべき案件も少なかったところであるが、中でも参加者数が少なかった案件、落札率の高かった案件の中から抽出した。 参加者 5 社以下の案件は 25 件あり、うち約半数の 13 件は造園工事として発注した芝生管理、樹木管理業務委託となっている。これらは毎年この第 1 四半期に発注され、市内準市内業者を対象に同日落札制限や手持制	・まず、造園工事については例年この時期に発注があるもので、ご説明のとおり市内準市内業者を対象に発注している。落札率の水準は高くないが 5 社程度の参加に留まることが多く、今後も競争性など入札結果に注視していきたい。 ・防災行政無線工事については、平成 20 年の本庁管内工事に始まり、平成 25 年の本庁管内増設工事に至るまで、希望価格型で計 5 回の入札を実施。初回入札には 3 社の参加があったが、その後は 1 社のみの入札が結果と

委 員	事 務 局
限を除外し、入札参加の窓口は可能な限り広げているが、生き物である植物の保全管理業務であり、年間業務実績や技術者資格も必要としていることから参加者数は常に最大でも5社程度となっている。市内業者で履行可能な業務で、落札率も最低制限価格付近であることから、現時点で問題とは考えていないが、入札状況には今後も注視されたい。 次に、松阪市防災行政無線（本庁・三雲管内デジタル同報系）増設工事について、この工事は1億5千万円以上の契約議案となるもので、あらかじめ松阪市が示す契約希望価格方式で実施されたもの。結果は1社入札となったようだが、これまでの同様の工事について結果経過等を確認する。 ・同種工事は今回で最後となるのか。今後もあるなら入札方式はどうか。 ・次に、清生町団地C1棟ベランダ手摺塗装工事について、2社の参加で落札率も96.23%と他の工事に比べ競争性が乏しい様	して続いている状況。また、予定価格比の落札率では初回 69.7%と非常に競争性が発揮されたが、2回目以降については98～99%台が続く状況であった。 そこで、平成27年度実施の入札では、それまで条件としていた自社製造できる業者という制限を外し、メーカー等から購入し施工できる業者と条件緩和し発注したところ、1社入札であったものの、予定価格比の落札率は91%台に低下し、見えない競争性として一定の効果があつたと考えている。しかしながら、1社入札となったことも事実であり、今期入札では一定の品質担保はとりながら、資格点数を1000点から900点に下げ、対象業者を拡大し更なる競争性の確保を図ったもの。その結果は同様に1社入札となったが、結果として1社なのか、最初から1社なのかの違いは大きく、予定価格比の落札率は89%と下がったことは、対策の効果と評価している。 ・飯南飯高管内の工事を予定している。今期入札では対策の効果も発揮されたと考えているが、仮に同条件であった場合には1社入札の事実が残っている上で、同様の競争性が発揮できるかは疑問とすべきところ。松阪市防災行政無線は標準規格による仕様であり、特定メーカー仕様ではないことから6度入札を実施してきたが、初回入札の3社以外は全て1社入札となった。現時点で次回入札方法は未定であるが、入札に付すことで高値契約となる可能性があつたり、親局と同一施工者でなくなるなどのデメリットなど、全て入札とすれば有利かと言えそうでないこともある。その辺りについては、発注段階で十分検討していくことが必要と考えている。 ・塗装工事としては参加者が少なかった案件。市営住宅の工事では入居者がある状況で施工が必要となることから、現場調整などに

委 員	事 務 局
に見受けられる。また一方、参加者が多くても落札率が高かった案件が西中学校武道場天井改修工事ほか2件ある。これらの内容を確認する。 ・次に、今期の不調等について、参加者なしが1件、都合中止が1件あるがどのような内容か。 ・火葬場の基本計画の対象は篠田山斎場か。老朽化などにより整備計画を実施ということか。このような業務を受注できる業者は少ないということか。 ・最後に、清掃業務委託に関して談合情報が寄せられたとの新聞報道もあったが、それに対する本市対応について確認する。 ・人的、物的準備ができている受注済み案件についてはこの先も受注したい。新たな受注には負担がかかる。参加しないと次に参加で	手間等がかかり、参加が見送られる傾向がある。また、参加者は10社以上あった西中学校武道場工事ほか2件については、従前からの事象で、最低制限価格を下回る参加者が多く、高値落札となったもの。 ・都合中止の污水管渠工事については、設計書の内容誤りが公告期間中にわかり、入札を取りやめたもの。正しい設計書で後日再度の発注公告をしている。火葬場整備基本計画業務委託は参加者が無く、技術者条件等を見直し再度発注している。 ・対象となる火葬場は篠田山の他、各振興局管内にもあり、それぞれの老朽化具合や長寿命化含め、将来必要な施設の検討などを行うもので参加条件に技術者資格、実績を求めた。他の自治体、どの地域にも同様の施設はあるので実績も存在すると思われるが、結果的には内容、規模等から参加者がなかった。 ・今期に実施した清掃業務委託の入札に対し談合情報が寄せられた。予定価格を参考に業者間で話し合い落札者を決め、落札額を吊り上げた、新規業者が参加した入札では談合が失敗した、という内容のもの。 ・情報を踏まえ公平入札調査委員会で参加業者から事情聴取を決定した。聞き取りでは、全社が談合の事実はないと回答し、これまで受注の業務では既に人員、機材の確保があり次も受注したい。新たな施設を受注するには負担が大きく、入札額は高いものとした。受注に積極的でない案件にわざわざ参加したのは、指名競争の様に、参加しないと次回指名されない可能性があると思っていた、などの回答。これら調査結果に対し委員会では、談合の事実までは確認できないとし、落札決定を行うと共に、調査結果等について公正取引委員会への報告を行った。 ・人員確保や機材調達など業者側の投資に対してスケールメリットを与えられるよう、できる限り複数年契約を進めている。業務まで

委 員	事 務 局
きなくなる。思い違いもあるが、わからなくもないところ。 ・発注件数が昨年と比較して多くなっているが、発注が順調に進んでいるということか。	の準備期間も入札契約の時期を早めるなどして更に確保できるよう検討していきたい。 ・年間発注時期の平準化、早期の発注については事業課へも要請しており、当委員会からも意見をいただいているところ。今年度は件数で昨年同期を上回る発注を確保することができた。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
・契約相手やシステムを限定的にすることで、将来購入する図書に制限がかかることはないか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	・第1四半期の随意契約の内、8件の対象案件について、資料により説明する。 ① 学校読書室蔵書データベース化業務委託 ・本業務は読書室へシステム導入がされていない学校に対し、松阪市図書館と連携できるよう整備を行うもの。市図書館のシステムを学校読書室に導入し、必要な情報共有、図書館資料の団体貸付や図書購入にも有効なもの。また、市図書館と学校読書室の連携・協力体制を図ることで、子ども達の読書活動が推進されるとともに、市図書館への利用拡大も期待される。については市図書館の書誌データベース「TRCMARC」を各少中学校に導入するにあたり「TRCMARC」の著作権を有する契約相手のみが履行可能であることから随意契約を締結した。 ・書誌データベースのシステムを採用するものであり、図書購入に対して制限のかかるものではない。 ② 学校読書室等支援事業業務委託 ・この業務は、これまで中学校に司書派遣を行ってきた「読書室いきいきプラン事業」を

委 員	事 務 局
・この業務はこの団体しか履行できないのか。契約相手に何を求めるのか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	専門的知識に基づいた適切な指示、最終的な判断を松阪市（職員）が行う必要があるが、全国的にも例のない極めて専門性、技術的知識を要する内容で、その対応は困難な状況にある。その様な中、全国多数のポンプ場建設等の実績を有し、多彩な知識と経験、技術力を有する契約相手は、下水道法の定めによる下水道施設の設計、工事の監督管理など、下水道事業管理者が実施すべき事項を法に基づき唯一代行できる機関であり、本業務を委託することで適正かつ確実な事業進捗が確保できることから随意契約とした。 ・同時実施という点で事例の無い特殊な業務となるが、個々で判断すれば従来同様にコンサルタントへの委託も不可能ではないと思われる。しかし、受注者からの成果品若しくは受注者からの協議に対する市の判断事項について、市職員では知識、経験共に不足し、適正な結論付けが困難な状況。これらの課題解決などを目的に地方公共団体等の出資で設立されたこの団体を活用した他市の事業実例も多い。さらに今回は同時実施の特殊業務である。調査計画業務の委託に加え、管理、監督、検査等の発注者業務も委ねることで、より高度、適正な業務遂行が確保できる。 ⑦ 県営経営体育成基盤整備計画事業寺井地区事業計画書作成業務委託 ・本業務は、ほ場整備事業の事業採択申請準備から換地に至るまでの一連の業務の基となる事業計画を作成するものである。今後重要となる換地計画及び換地処分が円滑に実施できる設計基準の策定には、地区内の農地利用状況の把握及び将来育成すべき経営体への利用集積促進も含め、土地改良事業計画策定及び換地計画策定を総合的に判断・作成する必要がある。そのため、換地までを含む総合的な計画策定を可能とする、豊富な経験・知識を持ち、関連法令に精通した技術者

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	を擁している必要がある。本業務期間中には農政局ヒアリングを経て事業計画事業採択申請を行うが、その期日が8月中旬と限られた期間で円滑に業務を遂行する必要があり、事業採択等に対しても事務上の豊富な経験・知識が必要となる。このことから、本業務を実施することが唯一可能となる、契約相手との随意契約とした。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成28年10月27日（木）の15：00からとし、抽出委員は坂本昇委員とする。	